

要保護児童対策調整機関の専門職(市区町村職員) 研修到達目標案

<一般到達目標>

- ・子ども、親、妊婦、家族への心身の健康増進をはかることができる
- ・家族機能の低下や子ども虐待を予防するポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでを把握して適切な支援を行うことができる
- ・虐待をしてしまう家族やその危険が高い家族に対して、虐待を行わなくなるような支援を行うことができる
- ・要支援児童の発見と支援を行うことができる
- ・特定妊婦の発見と支援を行うことができる

<個別到達目標>

1. 知識

- ・国連の子どもの権利条約の理念について述べるができる
- ・児童福祉法の理念について述べるができる
- ・児童福祉法における市区町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
- ・児童福祉法に基づく児童相談所の役割と権限について述べるができる
- ・母子保健法における子ども家庭支援について述べるができる
- ・民法における親権の理念およびその制限に関してのべることができる
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律の運用の在り方について述べるができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスおよびその背景について解説することができる
- ・子どもの成長の見立て方(母子手帳、成長曲線等)について指導することができる
- ・子どもの発達（運動発達、精神発達）のマイルストーンおよび発達の評価について解説することができる

- 36 ・妊娠・出産に係わるそれぞれの時期での心身の危険について述べるこ
37 ができる
- 38 ・妊娠・出産に係わる法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述
39 べることができる
- 40 ・DV のリスクについて述べるができる
- 41 ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べるができる
- 42 ・体罰を使用しない子育ての方法について述べるができる
- 43 ・家族機能の評価の方法を指導することができる
- 44 ・自分の地域のリソースとそのアクセスの仕方について述べるができる
45 る
- 46 ・子ども虐待のリスク因子に関して述べるができる
- 47 ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べるができる
- 48 ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べるができる
- 49 ・性的虐待の被害事実確認を含めた評価の在り方を述べるができる
- 50 ・心理的虐待（含：家庭の中の暴力にさらされた状態）を受けた子どもの
51 所見および心理的虐待の判断について述べるができる
- 52 ・虐待に関する刑事手続きに関して述べるができる
- 53 ・虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べるがで
54 きる
- 55 ・虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について述べる
56 ことができる
- 57 ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べるが
58 できる
- 59 ・子どもの様々な状態に応じた自立支援の在り方について述べるが
60 きる
- 61 ・司法、警察、法医学的な知識も含まれた様々な専門分野と連携するた
62 めの基礎知識を有している
- 63 ・児童虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくた
64 めに必要な生活保護や障害福祉や学校・保育所などの関係機関の働きに
65 関する知識を有している

2. 技術

- ・要支援児童等の情報提供者と適切に連携できる
- ・情報提供者からの適切な聞き取りができる
- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握ができる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価をすることができる
- ・必要に応じて、子どもの評価における他の専門家の評価を依頼することができる
- ・家族および関連する人々からの情報収集を行うことができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関しての把握をすることができる
- ・上記の見立ておよびその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて修正することができる
- ・それに基づく支援計画を立てることができる
- ・支援において、地域のリソースを適切・有効に利用することができる
- ・虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる
- ・虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
- ・その評価に基づき、児童相談所への送致の必要性を判断できる
- ・子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく介入を適切に行うことができ、児童相談所への送致の必要性を判断できる
- ・可能な場合は子どもと家族と一緒に支援計画を立てることができる
- ・要保護児童対策地域協議会の運営を行うことができる
- ・要保護児童対策地域協議会のケース検討において、ケースの概要を纏めることができる
- ・要保護児童対策協議会の守秘義務の規定に関して、他機関に説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での介入計画を立てることができる
- ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題の把握ができ、リスクを把握することができる
- ・それに基づいて支援を行うことができる
- ・妊娠葛藤に関する支援ができる

- 103 ・出産直後の特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援が
- 104 行える
- 105 ・養親希望者へのプリパレーションの支援を行うことができる
- 106 ・虐待事例の在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入および支
- 107 援を関係機関と連携して計画することができる
- 108 ・多職種の連携をコーディネートできる
- 109 ・改正児童福祉法で新たにできることになった児童福祉指導の市区町村等
- 110 への委託に関して、児童相談所と適切に協働することができる
- 111 ・子どもを社会的養護に委ねている家族に対して、児童相談所と連携して
- 112 支援を行うことができる
- 113 ・上記の支援に関して適切に記録に残すことができる
- 114 ・必要な事務手続きを行うことができる
- 115 ・要保護児童、特定妊婦等に関する通告について、事実認定するための情
- 116 報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる
- 117 ・家族支援のためのコーディネートを行うことができる
- 118 ・学校や保育園等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつなが
- 119 りを活用し、協働できる
- 120 ・個別カンファレンス、ケースカンファレンスそのもののやり方を学び、
- 121 実践することができる
- 122 ・名簿のチェックだけにならないケースの進行管理ができる
- 123 ・関係機関の役割を十分に活かして、ネットワークで支援をしていくこと
- 124 ができる
- 125 ・地域のいろいろな人たちの役割分担を行い、効果的にその家族や子ども
- 126 に関わっていくことに関して、継続的かつ長期的に進行管理をしつつ、関
- 127 係機関の人々も支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うこ
- 128 とができる
- 129 ・ケースの進行管理を行い、相談員や関係機関に指示や依頼ができる
- 130 ・一時保護(送致)の必要性の判断ができる
- 131 ・生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行う
- 132 ことができる
- 133 ・個々のケースの抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討
- 134 と役割分担の協議を進め、深めることができる
- 135 ・家族関係調整や家族再統合の適切な手立てを見出すことができる
- 136 ・地域で多機関ネットワークを構築することができる
- 137 ・ケースに応じて、必要な機関が支援チームに加わるよう調整することが
- 138 できる

- 139 ・面接同席や訪問同行等の支援や研修の提案ができる
- 140 ・個々のケースを継続的に助言、指導することができる
- 141 ・生活保護や学校など、市区町村内の関係機関の役割や機能について述べ
- 142 ることができる

143

144

145 3. 態度

146

- 147 ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- 148 ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢を持つことができる
- 149 ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度を持っている
- 150 ・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対す
- 151 る思いやりや尊敬の念を有している

152